

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美瑛町は、税等の収滞納管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

美瑛町では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、町が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。
税等の収滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

北海道美瑛町長

公表日

平成27年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税等の収滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法及びその他の法律等に基づき、地方税(国民健康保険税含む)を徴収した収納金の収納管理及び滞納した者の滞納管理事務等を行っている。</p> <p>・住民等からの申請に基づき、個人住民税・固定資産税情報から納税証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①還付・充当処理 ②日計・月計の帳票作成処理 ③督促・催告処理 ④口座振替処理等 ⑤納税証明書の発行 ⑥滞納整理簿の管理 ⑦各種帳票作成処理 ⑧滞納処分の執行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政システム(収滞納管理システム)、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税等の収滞納管理事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美瑛町税務課
②所属長	税務課長 古本 彰
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美瑛町(総務課情報管理係) 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 0166-92-4345
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美瑛町(総務課情報管理係) 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 0166-92-4345

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

